

第1号（第12第2項）

令和2年度長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座業務 公募型プロポーザル方式実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年7月17日

長野県県民文化部人権・男女共同参画課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和2年度長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座業務

（2）業務の目的

出産・育児や離職などを理由とした生活環境の変化により、将来への不安を抱える女性を対象として、ライフスタイルデザインを学ぶ講座を開催し、豊かで安心できる暮らしの実現を促進する。

（3）主な業務内容

- ア ライフスタイルデザインを学ぶオンライン講座の開催
- イ 事業広報
- ウ 講座参加者に対するアンケート調査

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

① 実施体制

- ・運営体制
- ・個人情報の取り扱い

② 事業内容

- ・実施方針（コンセプト、受講者数の目標など）
- ・講座の企画・実施内容
- ・広報
- ・実現可能性

③ その他

- ・経費内訳

（6）業務の実施場所

長野県内

（7）履行期間又は履行期限

契約締結日から令和3年3月末日までとする。

（8）費用の上限額

2,376,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
当該業務の実施体制
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下292-2	
長野県県民文化部人権・男女共同参画課 男女共同参画係	
担 当	荒井 美和
電 話	235-7102
F A X	235-7389
メール	n-danjo@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和2年7月29日（水）（必着）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4) に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県県民文化部人権・男女共同参画課 男女共同参画係に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により人権・男女共同参画課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により人権・男女共同参画課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4) に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4) に同じ。
- (2) 受付時間 令和2年8月14日（金）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 人権・男女共同参画課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年8月18日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期間 令和2年8月20日(木)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはメール等により回答します。ただし、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年8月21日(金)午後5時(必着)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県県民文化部人権・男女共同参画課 男女共同参画係に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の実施体制	運営体制、個人情報の取り扱い	10
2 業務の内容	実施方針、講座の内容、広報、実現可能性	35
3 業務に要する経費	適正価格	5
合計		50

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価点の合計点が、審査員の合計得点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類により審査を行います。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

実施予定日：令和2年8月27日（木）

時間・場所：未定

- (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
 - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課 男女共同参画係において閲覧に供します。
- (9) 非選定理由に関する事項
- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により人権・男女共同参画課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (10) その他の留意事項
- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
 - ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
 - ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
 - ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により人権・男女共同参画課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金について

当該業者の契約に際しては、受託者は契約金の100分の10以上の金額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を免除します。

(3) 業務の再委託

受託者は、本業務を第三者に委託することはできません。

(4) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県県民文化部人権・男女共同参画課 男女共同参画係

担 当 荒井 美和

電 話 026-235-7102

F A X 026-235-7389

メール n-danjo@pref.nagano.lg.jp

